

## 「店頭応対研修」「商品コンサルティング研修」受講申込約款

この受講申込約款（以下、「本約款」という）は、「店頭応対研修」および「商品コンサルティング研修」（以下、「本講座」という）をお客様（以下、甲という）に対して株式会社トヨタエンタプライズ（以下、乙という）が提供するにあたり甲および乙が遵守すべき事項を定めている。甲は、本約款に同意したうえで本講座の受講の申込みを行うものとする。

### （教育提供）

第1条 乙は甲に対し、本講座の中から、甲が所定の申込書にて選択した個々の本講座（以下、「個別講座」という）を提供する。また、乙は、現に乙が保有する知識または経験の範囲内で個別講座を甲に提供するものとする。

### （個別契約の成立）

第2条 甲が所定の申込書に必要事項を記入のうえ乙に提出し、乙が甲に対して当該申込書を受け取った旨の案内を発信することにより個別講座の提供に関する契約（以下、「個別契約」という）が成立する。

2 前項にかかわらず、次の各号の一にでも該当する場合、乙は甲に対し、通知をもって、あるいは通知することなしに個別講座の提供を断ることができるものとする。

- (1) 甲に対する個別講座の提供が技術的に困難であると乙が認めた場合
- (2) 甲が個別講座の提供対価の支払いを怠るおそれがあると乙が認めた場合
- (3) 甲が前項の申込書について虚偽の記載をしたと乙が認めた場合
- (4) 甲が乙または乙が提供する個別講座の信用を毀損するおそれがあると乙が認めた場合
- (5) 天災地変その他の非常事態が発生した場合もしくは発生が予測される場合

### （受講料）

第3条 甲は、乙のウェブサイト上に記載する個別講座の提供対価（以下、「受講料」という）を、別途定める支払方法に基づき乙に支払うものとする。なお、受講料には、税込表示のある場合を除き、別途消費税および地方消費税を付加するものとする。

### （キャンセル）

第4条 甲は、第2条第1項により個別契約が成立した後でも個別契約をキャンセルすることができる。但し、甲が乙に対し、乙のウェブサイト上に記載する個別講座の申込締切日までにキャンセルする旨の申し出を行わない場合、甲は、キャンセル料金として、乙が定める金額を乙に支払うものとする。

2 甲が個別講座の提供を受ける者（以下、「受講者」という）の変更を申し出た場合、乙は受講者の変更を認め、前項但し書きのキャンセル料金を請求しないものとする。

### （提供場所）

第5条 個別講座は、乙が指定する場所にて提供するものとする。

### （諸規則の遵守）

第6条 個別講座の提供を受けるにあたり、甲および受講者は、乙が指定した施設の構内諸規則を遵守するものとする。また、甲および受講者が次の各号に掲げる行為を行ったと乙が認めた場合、乙は即座に個別講座の提供を中止し、甲および受講者を当社の施設、敷地内より退去させることができるものとする。

- (1) 乙の許可を得ないで、乙が必要と認めた場所以外に立ち入った場合
- (2) 個別講座の提供を妨害した場合
- (3) 個別講座の実施内容を当社に無断で記録装置に録音、録画した場合
- (4) 上記各号の準備を目的とした行為を行った場合
- (5) その他前各号に準ずる行為を行った場合

### （秘密保持義務）

第7条 甲、受講者および乙は、個別契約に関連して知り得た相手方の営業上、または技術上の情報を本講座の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならず、第三者に漏洩してはならない。また相手方の承諾を得ないで第三者に開示してはならない。

2 甲および受講者は、個別講座の提供を受けるにあたり、他の受講者より開示された一切の情報（個人情報を含むがこれに限らない）について第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。

### （個人情報保護）

第8条 乙が個別契約に関連して取得した甲および受講者の個人情報は、当社のウェブサイト上に掲載される個人情報保護方針に従い、適切に取扱うものとする。

### （権利義務の譲渡禁止）

第9条 甲および乙は、本約款に基づく契約上の地位もしくは本約款から生じる権利義務の全部または一部を事前の相手方の書面による承諾なくして、第三者に対し、譲渡または移転してはならないものとする。

### （再委託）

第10条 乙は、前条の定めにかかわらず、本約款における乙と同等の義務を負わせることにより、個別契約の履行義務の一部または全部を第三者に再委託できるものとする。

### （非保証、免責）

第11条 個別講座で提供される情報等は、乙が信頼できると考えられる情報提供者から取得し、作成または編集されるが、乙は、個別講座で提供される一切の情報等に関してその正確性、合理性、完全性および有用性等を保証するものではない。

2 乙は、個別講座で提供される情報等を使用した結果により、甲、受講者または第三者に発生する如何なる損害に対しても責任を負わないものとする。

(不可抗力免責)

第12条 乙は、天災地変や伝染病の流行、個別講座の提供場所や輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の乙が管理できない事由による個別講座の提供内容の変更または中止のために生じた甲および受講者の損害についてはその責任を負わないものとする。

(知的財産権)

第13条 個別講座で提供または使用を許諾する教材等(テキスト、配付資料、ソフトウェアを含むがこれらに限らない)の著作権およびその他知的財産権は、当該教材等の配給元たる者に帰属するが、乙は、本講座の遂行に必要な範囲において、当該知的財産権を無償で使用することができ、甲は本講座を受講する目的の範囲において、当該知的財産権を無償で使用することができる。

(贈収賄の禁止)

第14条 甲および乙は、国内外で適用される贈収賄に関する法令、規制等を順守する。

2 甲および乙は、営業または営業上の便宜を、獲得または維持することを目的として、直接または間接に次に定める事項を行ってはならない。

(1) 第三者に不正行為を行わせるために、金銭その他の利益もしくは便益の提供、提供の約束、または提供の申し出を行なう(以下、金銭の提供等という)こと。

(2) 公務員その他これに準ずる者に影響を与えるために、金銭の提供等を行なうこと。

(3) その他、前二号に準ずる行為を行なうこと。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲および乙は、現在および将来にわたって、自己、自己の役員、自己の支配的株主、または自己の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他暴力団もしくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、またはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを相互に表明しこれを確約する。

2 乙は、甲および受講者が前項に違反する事実が判明したときは、ただちに個別契約を解除できるとともに、またはこれに代えて、乙に生じた損害の補償を請求することができる。この場合、甲または受講者に損害が生じても、乙は何らこれを補償することを要しない。

(紛争解決)

第16条 甲は、個別講座の受講に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、甲の責任と負担において当該紛争を解決するとともに、乙に一切迷惑をかけるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、個別講座の提供に関して、乙の故意または重大な過失により甲に損害を与えた場合、両者協議のうえ、損害発生の原因となった個別講座に対する受講料を限度として、甲に対し損害賠償の責任を負うものとする。但し、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

(解除)

第18条 甲または乙は、相手方が本約款に定める各条項に違反したとき、または個別契約の存続を妨げる重大な事由を発生させたときは直ちに個別契約を解除できる。なお、個別契約の解除は、相手方に対する損害賠償を含む一切の請求を妨げないものとする。

(契約終了後の効力)

第19条 個別契約が終了した場合であっても、第7条、第8条、第10条、第12条、第14条、第16条、第20条ならびに本条の定めについては、対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとする。

(約款の変更)

第20条 乙は、本約款の全部または一部を必要に応じ変更できるものとし、乙のウェブサイトへの掲載、電子メールでの送信、郵送、乙が発行する所定の申込書への記載等いずれか一の手段をもって公示することにより、変更の効力を有するものとする。

(協議事項)

第21条 本約款に具体的な定めのない事項、または本約款の解釈について疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄)

第22条 甲および乙は、本約款および個別契約に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(公正な取引の確保)

第23条 甲及び乙は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、その他国内外の競争法令を遵守することにより、公正かつ自由な競争を確保する。

(通知義務)

第24条 甲及び乙は、自らの事業譲渡・譲受、主たる株主の変更、住所、代表者および商号等の変更、並びに次条第1項各号の事由、いずれかに該当する事実が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

附則 1. 本約款は、2017年12月1日(以下、「施行日」という)より施行する。  
2. 第1回改訂 2019年5月15日